

○習志野市立図書館運営規則

平成 24 年 3 月 30 日

教委規則第 14 号

習志野市立図書館運営規則(昭和 43 年教育委員会規則第 2 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、習志野市教育機関設置及び管理に関する条例(昭和 47 年条例第 7 号)第 55 条の規定に基づき、習志野市立図書館(以下「図書館」という。)の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(貸出しの対象者及び手続)

第 2 条 図書館資料の貸出しを受けることのできる者は、本市に居住し、又は通勤し、若しくは通学している者とする。ただし、中央図書館長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

2 図書館資料の貸出しを希望する者は、図書館利用登録申込書(別記第 1 号様式)を館長に提出し、図書館カード(別記第 2 号様式)の交付を受けなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、出生し、本市の住民基本台帳に記録された者は、図書館利用登録申込書を提出する前に、図書館カード(別記第 3 号様式)の交付を受けることができる。ただし、図書館資料の貸出しは、図書館利用登録申込書の提出後に受け取ることができるものとする。

(平 24 教委規則 17・一部改正、平 30 教委規則 3・旧第 3 条繰上、平 31 教委規則 8・令元教委規則 1・一部改正)

(変更の届出)

第 3 条 図書館の利用登録を受けた者(以下「利用者」という。)は、図書館利用登録申込書の記載内容に変更が生じたときは、速やかに館長に届けなければならない。

(平 30 教委規則 3・旧第 4 条繰上)

(図書館カードの紛失)

第 4 条 利用者は、図書館カードを紛失したときは、速やかに館長に届けなければならない。

2 館長は、図書館カードの紛失その他館長が必要と認めた場合には、図書館カードを再発行することができる。

3 図書館カードが利用者以外の者によって使用され、損害が生じた場合は、その責めは、利用者本人に帰するものとする。

(平 30 教委規則 3・旧第 5 条繰上)

(登録の失効)

第 5 条 図書館の利用登録は、利用登録を受けた日以後利用されない日が引き続き 5 年を経過したときは、失効するものとする。

(平 30 教委規則 3・旧第 6 条繰上)

(貸出し冊数並びに期間等)

第 6 条 図書その他の資料の貸出しは 1 人 10 冊以内とし、オーディオビジュアル資料の貸出しは 1 人 2 点以内とし、貸出期間は貸出日の翌日から起算して 14 日以内とする。ただし、中央図書館

長が必要と認めたときは、貸出し冊数等を変更することができる。

2 館長は、貸出期間内に申出のあった者に対し、他の利用を妨げない限りにおいて、申出日の翌日から起算して 14 日以内を限度として貸出期間の延長を認めることができる。

3 館長は、図書館資料を貸出期間内に返却しなかった者に対し、状況により一定期間図書館資料の貸出しを禁止することができる。

(平 30 教委規則 3・旧第 7 条繰上・一部改正、平 31 教委規則 8・令元教委規則 1・一部改正)

(貸出しを禁ずる図書館資料)

第 7 条 館長は、次に掲げる図書館資料については、貸出しを行わない。ただし、館長が特に必要であると認めた場合は、この限りでない。

(1) 参考図書

(2) 郷土行政資料

(3) 新聞

(4) その他館長が指定した図書館資料

(平 30 教委規則 3・旧第 8 条繰上・一部改正)

(視覚障害者用資料の貸出し等)

第 8 条 視覚障害者用資料とは、次に掲げるものをいう。

(1) 視覚障害者用録音資料

(2) 視覚障害者用点字図書

2 前項の貸出しは、郵送により行うことができる。

3 貸出しは、1 人 5 タイトル以内とし、貸出期間は、30 日以内とする。

4 貸出しを受けたものの返還は、郵送により行うことができる。

(平 30 教委規則 3・旧第 9 条繰上)

第 9 条 視覚障害者用資料の貸出しを受けることができる者は、利用者であって次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者

(2) その他中央図書館長が特に必要と認めた者

(平 30 教委規則 3・旧第 10 条繰上、平 31 教委規則 8・令元教委規則 1・一部改正)

(損害の弁償)

第 10 条 利用者が、図書館資料、設備器具等を亡失、汚損、破損又は棄損したときは現品又は相当の代価をもって弁償しなければならない。

(平 30 教委規則 3・旧第 11 条繰上)

(団体貸出しの手続)

第 11 条 市内の団体で、館長が適当と認めた場合は図書館資料(オーディオビジュアル資料を除く。次項及び次条第 1 項において同じ。)の貸出しを受けることができる。

2 図書館資料の貸出しを受けようとする団体は、団体の責任者を定め、団体貸出登録申込書(別記第 4 号様式)を館長に提出し、図書館カードの交付を受けなければならない。

3 団体登録の期間は、登録を受けた日にかかわらず、登録を受けた日後最初に到来する3月31日までとする。ただし、館長が認めた場合はこの限りではない。

(平 30 教委規則 3・旧第 12 条繰上)

(団体貸出し冊数並びに期間)

第 12 条 図書館資料の貸出しは 1 団体 50 冊以内とし、貸出期間は 30 日以内とする。ただし、中央図書館長が特に必要と認めた場合はその冊数及び期間を別に指定することができる。

2 館長は、貸出期間内に申出のあった団体に対し、他の利用を妨げない限りにおいて、申出日の翌日から起算して 30 日以内を限度として貸出期間の延長を認めることができる。

(平 30 教委規則 3・旧第 13 条繰上、平 31 教委規則 8・令元教委規則 1・一部改正)

(準用)

第 13 条 第 3 条、第 4 条、第 6 条第 3 項、第 7 条及び第 10 条の規定は、団体貸出しについて準用する。

(平 30 教委規則 3・旧第 14 条繰上・一部改正)

(移動図書館)

第 14 条 図書館資料の全域利用を図るため、習志野市立新習志野図書館に移動図書館を置く。

2 移動図書館の巡回場所は、教育長が別に定める。

3 移動図書館の巡回日時は、新習志野図書館長が別に定める。

4 新習志野図書館長は、天候の不順等により巡回が適当でないと認めたときは、巡回を中止することができる。

5 第 2 条から第 6 条までの規定及び第 10 条の規定は、移動図書館について準用する。この場合において、第 6 条第 1 項中「の翌日から起算して 14 日以内」とあるのは「から次の巡回日まで」と、同条第 2 項中「申出日の翌日から起算して 14 日以内を限度として」とあるのは「貸出日から次の巡回日まで」とする。

(平 30 教委規則 3・追加)

(寄贈)

第 15 条 図書館は、図書館資料の寄贈を受けることができる。

2 図書館資料を寄贈しようとする者は、予め館長の承認を得、名称、員数などを記した寄贈申込書を提出しなければならない。

3 寄贈の図書館資料は図書館のものと同様の取扱いをする。

(複製)

第 16 条 図書館は、著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 31 条の規定する範囲内において、複製を行うことができる。

2 図書館資料の複製を希望する者は、館長に複製を申し込まなければならない。

3 館長は、図書館資料の複製を行うことにより当該図書館資料が壊れ、又は汚れるおそれがあると認めるとき、その他不適当と認めたときは、[前項](#)による申込みを拒否することができる。

4 複製に要する費用は、複製を希望した者の負担とする。

(指定管理者による管理)

第 17 条 指定管理者が管理を行う図書館におけるこの規則の適用については、第 2 条第 2 項、第 3 条、第 4 条第 1 項及び第 2 項、第 6 条第 2 項及び第 3 項、第 7 条、第 11 条並びに第 12 条第 2 項中「館長」とあるのは「指定管理者」と、第 14 条第 3 項及び第 4 項中「新習志野図書館長」とあるのは「指定管理者」と、第 15 条第 2 項並びに前条第 2 項及び第 3 項中「館長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(平 30 教委規則 3・一部改正)

(委任)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長の承認を得て中央図書館長が定める。

(平 31 教委規則 8・令元教委規則 1・一部改正)

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 5 月 24 日教委規則第 17 号)

この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日教委規則第 9 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の習志野市立図書館運営規則の規定により作成された用紙については、この規則の施行の日以後においても、当分の間、使用し、又は所要の修正をして使用することができる。

附 則(平成 30 年 2 月 21 日教委規則第 3 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 4 月 25 日教委規則第 8 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

(令元教委規則 1・一部改正)

附 則(令和元年 5 月 23 日教委規則第 1 号)

この規則は、令和元年 9 月 1 日から施行する。ただし、附則第 1 項にただし書を加える改正規定及び附則第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。

別記第 1 号様式(第 2 条第 2 項)
(平 28 教委規則 9・全改、平 30 教委規則 3・一部改正)

別 記
第 1 号様式（第 2 条第 2 項）

図書館利用登録申込書（新規・変更・紛失・破損）（習志野市立図書館）
※太枠の中を記入してください。
※御登録の際には住所の確認できるもの（運転免許証、保険証、身分証明書など）が必要です。

フリガナ			生年 月日	年 月 日
氏 名	姓	名		
住 所	〒 ー 習志野市 アパート・マンション名			
自 宅 電 話	()		予約の連絡先 ○を付けてください 自宅・携帯 その他 ()	
携 帯 電 話	()			
申 込 日	年 月 日			

カード番号									
確 認 書 類	免許証・保険証・身分証明書・その他							市外登録者区分	在勤 在学 その他
備 考								受付	確認

第 2 号様式(第 2 条第 2 項)
(平 30 教委規則 3・一部改正)

第 2 号様式（第 2 条第 2 項）

習志野市立図書館
図書館カード

(バーコード)

(記名欄)

(イラスト)

第 3 号様式(第 2 条第 3 項)
(平 30 教委規則 3・一部改正)

第 3 号様式（第 2 条第 3 項）

誕生記念

としょかん
図書館カード

(イラスト)

(バーコード)

(記名欄)

ならしのしりつとしょかん
習志野市立図書館

第 4 号様式(第 11 条第 2 項)
(平 28 教委規則 9・全改、平 30 教委規則 3・一部改正)

第 4 号様式（第 11 条第 2 項）

団体利用登録申込書（新規・変更・紛失・破損）（習志野市立図書館）

※太枠の中を記入してください。

※御登録の際には代表者の住所の確認できるもの（運転免許証、保険証、身分証明書など）が必要です。

フリガナ				会員数
団 体 名				人
団 体 所 在 地	習志野市 電話（ ）			
フリガナ			代表者電話	
代 表 者 名	姓	名	()	
代 表 者 住 所	〒 アパート・マンション名			
申 込 日	年 月 日			

カ ー ド 番 号								
確 認 書 類	免許証・保険証・身分証明書・その他							
備 考					受付		確認	